



京都大学

総務部人事課

ログイン | サイトマップ

検索

HOME

人事手続ガイド

人事に関する情報

人事関連規程集

マニュアル

Q&A

English

アンケート

HOME > 人事に関する情報 > 給与・昇給等 > 教職員の給与改定について (お知らせ)

主要メニュー

教職員の給与改定について (お知らせ)

平成28年11月9日

教職員の皆様へ

人事担当理事 清木 孝悦

教職員の給与改定について (お知らせ)

本年8月8日、人事院より国会及び内閣に対し、国家公務員の給与を改定するよう勧告がなされ、10月14日の閣議決定において人事院勧告どおり実施することが決定され、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が提出されているところであります。

今年度の人事院勧告は、民間事業所における賃金水準の改善を反映して、昨年度に引き続き俸給月額及びボーナスの引上げといった改正内容となっております。また、扶養手当については、社会における配偶者に係る扶養をめぐる状況の変化等を踏まえ、来年4月より配偶者については手当額を引下げ、子供については手当額を引き上げる改正内容となっております。

本学の教職員の給与は、法人自ら決定することとなっている一方で、準用する独立行政法人通則法により、「国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。」とされ、さらに、人事院勧告を受けての閣議決定においても独立行政法人（国立大学法人含む）に対して「役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、適切に対応する。」とされ、同方針において「法人の役職員の報酬・給与の支給基準の設定に当たり、職務の特性や国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案」と明記されており、人事院勧告を受けて改定される国家公務員の給与は、重要な参考資料と考えています。

本学としては、法人化以降、人事院勧告に沿って教職員の給与改定を行ってきたこと、本学の教職員の給与水準は国民に対して納得が得られるよう十分留意しなければならないことを踏まえ、本学の教職員の給与については、国の法律の成立・公布をもって、別添のとおり国家公務員の例に準拠し改定する取扱いとすることについて、昨日（11月8日）に開催されました部局長会議において了承されましたので、教職員の皆様にお知らせするとともにご理解をお願いいたします。

今後は、過半数代表者等の意見も聴取しつつ、国立大学法人京都大学教職員給与規程等の一部改正案について、国会の審議状況等を踏まえながら教育研究評議会、経営協議会及び役員会における審議を経て決定することとなりますが、決定した際には改めて教職員の皆様にお知らせします。

なお、年俸制教員給与規程の適用を受ける教員の皆様につきましても、今回の給与改定に準じた給与の見直しを行うことを申し添えます。

[教職員の給与改定について \(概要\)](#)